

第16号議案

ふじみ野市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

ふじみ野市学校給食センター設置条例（平成17年ふじみ野市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法第11条第2項に規定する者と同額の」を削り、「費用」を「経費（法第11条第1項に規定する経費を除く。）」に改める。

第7条第1項中「設置する」を「置く」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

教職員等の学校給食費を改定するため、ふじみ野市学校給食センター設置条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。